

組合員 様

出資証券の電子化（不発行）のお知らせ

平素より東京消防信用組合をご利用いただき誠にありがとうございます。

さて、この度、組合員の皆様からお預かりしております出資金につきましては、その証として出資証券を発行しておりましたが、令和3年4月1日より出資証券を不発行とし、電子データにて一元管理させていただくことといたしました。

組合員様の出資金残高並びに組合員としての権利等につきましては、これまでと何ら変わりありませんのでご安心下さい。

なお、電子化の移行に伴う証券の取扱いについて、別記（裏面）に取りまとめましたのでご高覧いただければ幸いです。

皆様には、格別のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

お問合せ先

（ 東京消防信用組合
03-3212-4050 ）

【出資証券電子化（不発行）についてのQ&A】

Q 1 なぜ出資証券を不発行とするのですか。

A 1 出資証券は、預金通帳や証書と異なり、日頃出し入れすることがありません。

また、長期にわたって保管をお願いしなければならず、出資証券をお手元で保管いただくことによる紛失、盗難等のリスクを回避することに加え、出資証券事務の効率化並びに出資証券取扱いに係る事務費用を削減することが組合員様の利益に資すると判断し、出資証券を不発行することに致しました。

Q 2 手元にある出資証券はどうすればよいですか。

A 2 出資証券の回収はいたしませんので、組合員様ご自身で破棄していただきますようよろしくお願い申し上げます。

Q 3 出資証券を紛失した場合はどうすればよいですか。

A 3 出資証券を紛失された場合でも、お届けの必要はございません。

組合員の皆様からお預かりした出資金については、電子的に一元管理しており、出資証券がなくてもお預かりしている出資金、並びに組合員としての権利等については、何ら変わりはありません。

Q 4 新たに組合に加入した際「出資証券」に代わるものは発行されるのでしょうか。

A 4 令和3年4月1日以降に組合に加入された方には、「出資証券」の代わりに新規申込時に「出資金証明書」をお渡しさせていただきます。

Q 5 今後、新たに出資証券を譲渡する場合、「出資証券」に代わるものは発行されるのでしょうか。

A 5 令和3年4月1日以降に譲受をされた方には、「出資証券」の代わりに、申請頂きました組合脱退届の写しをお渡しさせていただきます。

Q 6 出資証券が廃止となると、東京消防信用組合へ出資しているという証拠書類がなくなることとなりますが、出資していることを何かで確認できますか。

A 6 組合員の皆様からお預かりした出資金については、毎年7月にお送りしています「出資配当金のお支払いのご案内」が出資の証拠となり、併せて出資残高も確認していただくことができます。

また、組合員の皆様から残高証明書発行のご請求時には、「残高証明書」（令和3年3月現在手数料550円）を発行させていただきます。